第七十三条の二十四第二項第一号	の上	に対応する仮換地等の上
第七十三条の二十四第三項及び第四項	土地に	土地に対応する仮換地等に
第七十三条の二十八第一項	その譲渡する住宅の用に供する土地で	土地でそれに対応する仮換地等がその譲渡する住宅の用に供されるもののうち
	の上	に対応する仮換地等の上

第三十九条の十一中「に掲げるとおり」を「の各号のいずれにも該当すること」に改め、同条第一号イ中「においては」を「には」に改め、同条第四号中「において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「第二十二条の二十八第一項」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

第四十三条の七中「すべてに」を「いずれにも」に改め、同条第二号ロ中「以下この号」を「ホ」に改め、同号ニ中「国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法」を「国税通則法第百五十七条第一項、関税法第百三十八条第一項」に改め、「（昭和三十二年法律第三十七号）」の下に「第十四条」を加え、「）において準用する場合を含む。）」を「）第十二条において準用する場合を含む。）若しくは関税法第二十二条の二十八第一項」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

第四十三条の八第六号中「せず」を「せず、」に改め、同条第十二号中「第百四十四条の五十四において準用する国税犯則取締法」を「第二十二条の二十八第一項」に改め、同条第十四号中「しない」を「しなかつた」に改める。

第四十三条の九第六号中「国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法）」を「国税通則法第百五十七条第一項、関税法第百三十八条第一項（とん税法第十四条」に、「において準用する場合を含む。）の」を「第十二条において準用する場合を含む。）若しくは法第二十二条の二十八第一項の」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

第四十三条の十中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第五号中「せず」を「せず、」に改め、同条第十一号中「第百四十四条の五十四において準用する国税犯則取締法」を「第二十二条の二十八第一項」に改める。

第四十三条の十二第五号中「せず」を「せず、」に改め、同条第十一号中「第百四十四条の五十四において準用する国税犯則取締法」を「第二十二条の二十八第一項」に改め、同条第十三号中「しない」を「しなかつた」に改める。

第四十三条の十五第一項、第七項及び第十三項中「においては」を「には」に改め、同条第十五項中「次に掲げる場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第三号中「国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法」を「国税通則法第百五十七条第一項、関税法第百三十八条第一項（とん税法第十四条」に、「において準用する場合を含む。）の」を「第十二条において準用する場合を含む。）若しくは法第二十二条の二十八第一項の」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削り、同項第五号中「場合」を「とき」に改め、同条第十六項中「次に掲げる場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第三号中「場合」を「とき」に改める。

第四十六条中「第二百九十二条第一項第九号」を「第二百九十二条第一項第十号」に改める。

第四十六条の二第一項中「第二百九十二条第一項第十号」を「で当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から第四十八条の六の二までにおいて「前年」という。）」に改める。

第四十六条の二の二第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第四十六条の三の見出し中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第一項中「規定する控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「規定によつて」を「規定により」に改め、同項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十七条の三の見出し中「に規定する」を「の」に改め、同条第一号中「市町村」を「法第二百九十五条第三項の市町村」に、「法第二百九十五条第三項」を「同項」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第四十八条の六第二項中「第三百十四条の二第一項第一号」を「第三百十四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）」に、「ついては、次に定めるところによる」を「ついては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める所得割の納税義務者の親族とする」に改め、同項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「場合には、その」を「場合　その」に改め、「の親族とする。」を削り、同項第二号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「場合には、次に定めるところによる。」を「場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める所得割の納税義務者」に改め、同号イ中「場合には、その」を「場合　その」に改め、「の親族とする。」を削り、同号ロ中「場合には、これらの」を「場合　これらの」に改め、「の親族とする。」を削る。

第四十八条の七第一項中「定める保険料又は掛金について」の下に「、それぞれ」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の十五第一号	第三十四条第八項第一号イ	第三百十四条の二第八項第一号イ
第七条の十五第一号	第三十四条第八項第一号ハ	第三百十四条の二第八項第一号ハ
第七条の十五の二各号	第三十四条第八項第二号ニ	第三百十四条の二第八項第二号ニ
第七条の十五の三第一項	同条第八項第一号	法第三百十四条の二第八項第一号
第七条の十五の三第二項	同条第八項第三号	法第三百十四条の二第八項第三号
第七条の十五の三第三項	同条第八項第四号	法第三百十四条の二第八項第四号
第七条の十五の四第一号	第三十四条第一項第五号ロ	第三百十四条の二第一項第五号ロ
第七条の十五の四第二号	第三十四条第八項第三号	第三百十四条の二第八項第三号
第七条の十五の五第一号	第三十四条第八項第一号イ	第三百十四条の二第八項第一号イ
第七条の十五の五第二号	第三十四条第八項第一号ハ	第三百十四条の二第八項第一号ハ
第七条の十五の六各号	第三十四条第一項第五号の三	第三百十四条の二第一項第五号の三

第四十八条の七第三項中「要件について」の下に「、それぞれ」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の十五の九第四項	同項第一号ハ	法第三百十四条の二第八項第一号ハ
第七条の十五の十二第一号	第三十四条第八項第一号イ	第三百十四条の二第八項第一号イ
第七条の十五の十二第二号	第三十四条第八項第一号ロ	第三百十四条の二第八項第一号ロ